

国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議（第23回）

議事録

1. 日 時：平成30年3月29日（木）11:00～12:00

2. 場 所：中央合同庁舎8号館5階共用C会議室

3. 出席者：

（構成員）

秋山 哲一	東洋大学大学院理工学研究科長
内田 俊一	一般財団法人建設業振興基金理事長
<座長> 老川 祥一	株式会社読売新聞グループ本社 取締役最高顧問 ・主筆代理・国際担当（The Japan News 主筆） 読売巨人軍 取締役オーナー
加藤 陽子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
斎藤 勝利	第一生命保険株式会社特別顧問
松岡 資明	ジャーナリスト

（オブザーバー）

尾崎 護	元公益財団法人矢崎科学技術振興記念財団理事長
------	------------------------

（内閣府）

梶山 弘志	内閣府特命担当大臣
長坂 康正	内閣府大臣政務官
幸田 徳之	内閣府審議官
北崎 秀一	内閣府大臣官房長
田中 愛智朗	内閣府大臣官房審議官
畠山 貴晃	内閣府大臣官房公文書管理課長

（国立公文書館）

加藤 丈夫	独立行政法人国立公文書館長
福井 仁史	独立行政法人国立公文書館理事

4. 配布資料

資料1 最近の取組み、課題（国立公文書館提出資料）

資料2-1 新たな国立公文書館建設に関する基本計画（概要）

資料2-2 新たな国立公文書館建設に関する基本計画

○老川座長 それでは、第23回「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」を始めたいと思います。

本日は、梶山内閣府特命担当大臣、長坂内閣府大臣政務官においでいただいています。

大臣には案件終了あたりで御挨拶をいただきたいと思います。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。議題1、国立公文書館から最近の取組みについて御説明をいただきたいと思います。加藤館長、よろしくお願いします。

○加藤館長 私からお手元の資料に沿いまして、国立公文書館の最近の取組みについて御報告をさせていただきます。

この調査検討会議でも、新館建設の前でも公文書館の活動の充実、さらには活性化について様々な御指摘をいただきました。私どももできるだけそれに合わせるように努力してまいりましたけれども、本日は5つの点について簡単に御報告したいと思います。

ページをおめくりいただいて1ページ目ですけれども、平成29年度にどのようなことをやったかということで、資料の積極収集、展示の充実、デジタルアーカイブ等の充実、国際交流、人材育成の5つについて御報告をさせていただきます。

2ページ目は飛ばしまして、3ページ目から御説明をいたしますが、資料の積極収集は、趣旨については御説明済みですけれども、一つは国における歴史的に重要な公文書が散逸される危険がある。この散逸を防ぐために資料を集めておくということが一つ。

2つ目には、歴史公文書を補強、補完する資料として記録を残しておこう。この2つの目的で、従来は受け身で資料を受けとめていた当館が積極的に前に出て資料を集めていこうという取組でございます。

平成29年度は、パイロット事業として2つのことに取り組みしました。ここにありますように三井文庫が所蔵しております大蔵省の旧蔵史料筆写本ということで、これは井上馨の伝記編纂のためにつくったものですけれども、非常に貴重な資料でして、約400冊の資料がございます。これは三井文庫が大変協力してございまして、デジタル資料をまとめて公文書館に提供してございまして。実は昨日から公開が始まりまして、この資料は当館の閲覧室でディスプレイで御覧になることができます。

2つ目は外邦図ですけれども、これは松岡委員から前から何度も指摘をいただいたテーマですが、明治初期から第二次大戦終結までに日本がアジア太平洋地域で作成した地図でございます。これは陸軍が中心となって戦争と植民地統治のための基本資料ということで作成して、非常に貴重な資料でございますけれども、戦後、方々に散逸している。国内の大学もそうですけれども、海外にも散逸してしまったということがございまして、これをできるだけ集めようということで、方々の大学を回ったのですけれども、まず東北大学が所蔵している外邦図について国立公文書館に提供しようという話がまとまりまして、1万5,000枚、国立公文書館が地図をいただくことになりました。デジタル画像です。これも昨日入ってまいりまして、非常に貴重な資料で、これを館内の閲覧室で御覧になることができるように今、準備を進めています。

こういうことを進めまして、今後、テーマを拡大してまいりまして、大きな課題としてはこれまでの政治家、官僚の皆さんからのオーラルヒストリーも含めた収集に取り組んでまいりたいと思っています。これが積極収集でございます。

2つ目は展示の充実ですけれども、もうこれは何度もいろいろなことで御案内しておりますが、幸い、展示に来ていただく方の数が増えておりまして、現在、当館では春と秋の特別展2回、そのほかに年4回企画展をやっておりますけれども、昨年は来館の目標人員4万人ということで立てましたけれども、実際に来館された方が約5万人ということで、予想以上の活況でございました。

ここにございますように、10月には日本とデンマークの国交樹立150年を記念する特別展を開催いたしまして、これにはこの写真にありますように日本の皇太子殿下、デンマークの皇太子殿下と妃殿下が御視察にお見えになりまして、約1時間、大変熱心に御覧になりました。デンマークの皇太子殿下からは、この展示は両国親善の未来につながるものだと、ありがたいお言葉をいただきました。

更に、去年というかつい最近までやっていたのですけれども、当館の資料を館外で展示するというので、今年は福井県で共同展示を行いました。ちょうどニュースでも報じられましたように大雪のさなかに展示会をやったのですが、福井県は大変熱心でして、西川県知事始め、力を入れてこのことに協力していただきまして、短期間に福井県だけで約8,000の方が展示にお出かけになったということで、当館だけの資料ではなくて、当館だけの展示ではなくて、これから全国各地、巡回しながら展示も進めていきたいと思っています。

お手元に「江戸幕府、最後の闘い」のパンフレットがございますけれども、これは今月の31日から当館で開催する特別展の御案内でございまして、今年は明治150年ですので春は幕末の話、秋は維新の話ということで、2回に分けた特別展を開催する予定でございしますので、是非御覧いただきたいと思っております。これが展示でございます。

3つ目は、次のページにまいりましてデジタルアーカイブの充実でございますけれども、デジタルアーカイブを充実させるというのは当館の長年の課題で取り組んでおりますが、平成29年度は4万冊デジタル化いたしました。これまでのペースが大体年間3万冊でしたので、これを約1万冊レベルアップしてこの強化に取り組んでおります。この結果、現在、所蔵資料145万冊のうち、25万冊、約17%がデジタル化完了となりました。昨年まで約15%程度だったのですけれども、この比率も約2%上がることができました。

そのほかのデジタル化の取組としては、ここにありますようにホームページの充実ということでTwitterとか、この調査検討会議でもFacebookにも取り組んだらどうかという御指摘がありましたけれども、これに取り組んでおりまして、Twitterは最近ではフォロワー数が4万人を超えるまでになりました。Facebookも順調に伸びております。

これからの取組としては、新館建設に向けて、できれば新館建設までに私どもがお預かりしている内閣文庫が約48万冊ありますが、これについては全部デジタル化を済ませたい

と思っております。これがアーカイブス等の充実の取組でございます。

国際交流につきましては、国際公文書館会議の年次総会等への出席は恒例行事ですけれども、2つ新しい取組がございまして、昨年秋にベトナムの国家記録アーカイブス局と総合的な協力契約を締結しました。協力契約といいますが、どちらかといいますと私どもがノウハウを提供する部分が多いのですけれども、ベトナムは日本に対する期待が大変強くなっておりまして、公文書館と提携をしてこれからもいろいろな形で協力し合っていきたいという強い要望がございまして、私も9月にまいりましてこの協定に調印してまいりました。今はモンゴルからも具体的な要請がございまして、こういうアジア周辺諸国からの公文書館への期待もだんだん高まっているのではないかと思っております。

もう一つは、一番下にありますオーストラリアの国立公文書館所蔵の日系企業記録でございます。これは戦前にオーストラリアで活動していた日系企業記録を戦争勃発と同時にオーストラリアが接收いたしまして、70年間保存してこれを日本にお渡ししたいという申し出がありました。3年がかりで取り組んでまいりましたけれども、昨年10月にこの資料を一括日本に受け入れました。段ボール箱で3,300箱ありまして、今、八丁堀の近くにあります倉庫に保存しておりまして、これはつくばの分館に移して燻蒸や目録整備を行って、来年度には公開できるようにしたいと思っております。

オーストラリアでは、これは単に公文書館同士の話ではなくて、日豪親善のあかしとしてこの資料の提供をしたいんだということで、この5月あるいは6月には外務省にも御協力をいただかなければなりませんけれども、日豪での友好のあかしとしての返還、贈呈儀式をやりたいという申し出がありまして、これについての準備も進めております。国際交流についてはそんなところでございます。

最後に5ページは人材育成でございますけれども、実はいろいろな新しいプロジェクトの中で、これに一番力を入れて取り組んだというのが率直なところでございます。お手元に「アーキビストの職務基準書」というのをお配りしております。これはかねてから何度もこの調査検討会議でも、新館の建設に合わせて公文書管理に携わる人材の育成が必要だ、これをセットでやるべきだという御指摘をいただいておりますし、これは単に公文書館だけではなく、全国の公文書館でも必要な事項だという御指摘がございました。

改めて御説明するまでもありませんが、我が国で公文書管理の専門家、すなわちアーキビストが不足している背景には、アーキビストが図書館における司書とか、美術館・博物館における学芸員のように、専門家としての立場が認められていないということの事情があります。そういうことを考えまして、国立公文書館では約3年の時間をかけてアーキビストというのはどのような仕事をやるのか。その仕事を遂行するにはどのような能力が必要かという条件を記述した職務基準書を策定いたしました。昨年は外部の有識者の御意見も伺いまして、今日お渡ししたような職務基準書ということでまとめ上げました。

ちょっと御覧いただきますと、1ページ目にはアーキビストの使命、アーキビストの倫理と基本姿勢、これは各国のアーキビストの職務基準書には、まずこのことが掲げられて

いるわけですがけれども、この基本的な課題を確認するということ。

それから、少しめくっていただきまして7ページ目以降に、職務の内容とその遂行要件ということがございますけれども、No.1～23の職務について、それぞれの仕事は何をやる仕事なんだという内容を説明してありまして、その一つ一つについて、この仕事をやるのに必要な能力はどういうことが必要なんだということが対比されるように記載されています。

この作成に当たりましては、最後のページに、裏表紙の前にアーキビストの職務基準に関する検討委員会の構成員の名簿がございますけれども、学習院大学の保坂先生に座長をお願いいたしまして、この分野では非常にお詳しい方に実は大変熱心に協議いただきまして、年末の御用納めのぎりぎりの夜まで、一字一字の文言についてチェックをいただきました。私はこれは日本の今のレベルでは非常にいいものができるなど、自信作だと思っております。

現在はこれを全国の公文書を取り扱う機関に配付いたしまして、我々はこういうものをつくった。実際にこれが使えるかどうかについて点検してほしいということをお願いいたします。この意見を秋までにまとめまして、本年中に職務基準書の最終版を完成させて、今後、人材育成の基本資料として活用したいと思っております。

職務基準書を用いたアーキビストの育成配置というのは、欧米その他の世界の先進国では当然のことになっておりますけれども、日本では職務基準書を使った育成配置というのは初めての試みでございます。これを人材育成の基本資料にして、大学における教育カリキュラム、公文書館が行う研修プログラム策定に反映させて、将来はこの職務基準書を公文書管理の専門家としての公的資格の認定につなげていきたい。できれば国家資格にまで持ち上げて専門家としての地位を明確にしたいと思っておりますけれども、それを目標にした取組を始めたということでございます。

今後の課題については今、あわせて御説明いたしましたので省略いたしますが、公文書館がこの1年、取り組んだ主な課題、その内容について御説明させていただきました。

以上でございます。

○老川座長 どうもありがとうございました。

今の館長の御説明について、何か御意見、御質問がございましたらお願いします。

○斎藤委員 アーキビストの職務基準書が大変興味深く拝見させていただきました。これを作成していただいたということで、我が国の公文書管理というものが世界レベルに近づく大きな一歩を踏み出していただけたと思います。

今お話がありましたとおり、随所に専門家の十分な検討が伺えるわけですがけれども、特に文書管理の専門家の人材育成という点で、かねがね希望していたアーキビストの国家資格につながるような基盤ができたこととなり、大変ありがたいことだと思います。

もう一つは、アーキビストの職務基準として文書の作成、保存、利用という文書管理のライフサイクルをしっかりと理解した上で、現用文書に対する指導助言を明記していただ

いたということで、昨今のいろいろな事案を考えますと、これについても大きな意義があったと思います。

あと上野毛のすぐ近くに東京都の公文書館がありますが、ああいった地方自治体の公文書館にも職務基準書の考え方がぜひ浸透するよう、御努力をいただければと思います。

加藤館長のリーダーシップを含めて、皆様方の御尽力に敬意を表させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○老川座長 ほかにどなたかいらっしゃいますか。では松岡委員、どうぞ。

○松岡委員 私がお願いしました外邦図をずっと懸案で検討していただきまして、ありがとうございました。今まで余り世間的には知られていない存在なのですが、非常に重要な資料でして、例えば東南アジアの国々ではまだ十分に地図がつけられていないところもありまして、それをカバーするような意味でも非常に重要な資料だと思っていましたので、今回の御努力に大変感謝したいと思います。

先ほど斎藤委員がおっしゃったように現用文書、これは国立公文書館だけの問題では多分ないと思うのですが、当然、内閣府との連携を非常にがっちり進めないとなかなかできない問題だと思うのですが、昨今の問題を含めてデジタル化をこれから猛ピッチで進めていかなければいけないのではないか。特に管理の面で、いわゆる公開だけではなくて管理をデジタル化はいかにしていくかということも、ぜひ留意していただけるとありがたいなと思います。

○老川座長 ありがとうございます。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 加藤館長のもとで、国民の関心の高いところに照準を合わせて積極収集をやるというご方針。それともう一つ、アーキビストについて定義を固めていく方向から、将来の行政府の中にしっかりとアーキビストを根づかせることで現用文書作成段階から干渉の道を作るという、この2方向から攻めていこうというご方針は、私も共感するところで、よくわかりました。

ただ、1点、公文書館であれば、本家本元である、行政文書の移管という点をやはり第一にお考えいただきたい。移管の促進という用語が積極収集の中に、必ず見出せるようにしていただくとありがたい。公文書館のホームページで、新着史料などを見ますと何省から何が来たというレベルで書かれておりまして、たしかに歴史研究者など興味のある方が見るとわかるのですが、現時点でもこのような官庁から何万点移管されたという、きちんと移管を進める省庁が判明するようにすることに留意していただきたい。国民が身近に感じられる部分での文書の積極収集はとても大切ですが、それ以外の王道の部分について、何か御言及があるといいなと思いました。

以上です。

○加藤館長 この公文書の流れにつきましては、尾崎オブザーバーが最初に公文書の在り方に関する有識者会議の座長をなさってきたときの公文書管理法の基本理念として、公文

書というのは作成、管理、保存、公開まで一貫通で管理しなければならないのだと。これが管理法の理念なんだということを強調されたわけですが、この一貫通の流れをしっかりと、この基準書の中でも捉えて生かしていくことでやっていきたいと思っています。

○老川座長 非常にこれは大事な問題で、ただ、なかなかこれはアーキビストというのが何なのかということ自体、世間は余りよくわかっていない。そういう状況の中でこれからやっていかなければならないということですので、やはり大学でそういう学科がちゃんとできるとか、そうでないとなかなか人も増えないということになってしまうでしょうから、実際に基準書をさらにしっかりとつくっていただくこととあわせて、大学とかそういったところで学生が関心を持つようなことに働きかけをしていくことも念頭に置いて、いろいろ御研究いただきたいと思います。

続きまして、議題2に移りたいと思います。前回の会議で基本計画の原案について御報告をいただいておりますが、本日はその基本計画の原案を踏まえた基本計画案について、事務局から御説明をいただきたいと思います。

○畠山課長 おはようございます。私から議題2、新公文書館建設に関する基本計画案についてということでございまして、資料としましてはA3横長の2枚紙が概要になっておりまして、その下に本文をつけてございますけれども、本日はA3の概要紙に沿って御説明させていただきますと思います。

まず1枚目でございますが、左側の建物の概要というところでございますけれども、これは先ほど座長からもお話がありましたが、昨年段階で当会議に御報告させていただいておりますが、昨年、基本計画の原案という形で衆議院の議院運営委員会にも御報告しておりますけれども、その内容でございます。場所としては憲政記念館敷地とする。建物は地上3階、地下4階程度。総建物面積4万2,000m²、工事費480億円、工期は約8年半ということでございました。今回は黄色の部分ベースをいたしまして、一昨年おまとめいただきました基本構想あるいは昨年おまとめいただきました報告書をベースにいたしまして、私どものほうでさらに展開した形で基本計画ということで作成したものでございます。

まず設計に当たっての基本的な考え方というピンクの部分でございますけれども、まず3つの柱を設けてございまして、世界に誇れる国民本位の施設の実現を目指すということ。それから、独自性への配慮、利便性及び合理性ということでございまして、一つ目のところにつきましては、まず公文書の重要性を象徴する空間づくりが求められるということ。歴史と伝統を踏まえた品格ある外観が必要である。そして、さまざまな世代の人々に利用される拠点としての利便性に配慮するということを記載してございます。

また、独自性への配慮ということで、これは同じ敷地の中に行政の建物である国立公文書館、それから、今も既に建ててございますけれども、立法府の建物である憲政記念館、それぞれが建つということでございますが、そうした両館の異なる歴史と役割、立法府と行政の独立性に鑑みて、それぞれの特徴を踏まえた機能配置・外観とする。とりわけ外

観につきましては、両館の独自性が十分に表現されるよう配慮するということを記載して
ございます。

一方で、その下、利便性、合理性でございますけれども、両館と一緒に建設されるとい
うことでございますものですから、共同使用部分も当然でございます。これについて機能的
な調整を図る。全体として合理的な施設とし、来館者の利便性の向上を図る工夫を行うと
いうことでございます。

なお、右上の憲政記念館につきまして青で書いてございますけれども、こちらについて
は現状の利便性を維持すること、現在の建物が有する歴史的価値を尊重し、ビルディング
エレメントや単位空間の活用や再築を検討することという基本的な考え方のもとで、基本
計画を作成いたしております。

その下、新館のポイントとございますけれども、世界に誇れる施設を目指している中で、
この新館というものがどういうところを充実強化されるのか、期待されるポイントになる
のかということに記載しているものでございます。

まず場所といたしましては、写真で御覧いただければわかりますとおり、この憲政記念
館敷地につきましては三権が集中する最高の立地である。広い世代の国民に国の形や国家
の記憶を伝えるという新公文書館に、まさにうってつけの土地であると考えてございま
す。

右側は、所蔵資料という観点からも、諸外国にさまざまな公文書館がございますけれど
も、多くの諸外国の公文書館が近代国家設立以降の資料の収蔵ということでつくっておら
れると思いますが、私ども現在の国立公文書館には、明治以前の文書も当然保存、所蔵さ
れているところでございます。新館の機能拡充によりそうした幅広い年代の所蔵資料を活
用し、文書の原本、本物に触れる体験を提供するということを目指してまいるといのが
ポイントになろうかと思えます。

その下でございますけれども、修復・デジタル化等の先端技術を活用した国内のセンタ
ー拠点としての役割も期待できる。それから、人材育成、情報ネットワークを通じた国際
的な情報センター拠点としても機能し得るといこともあろうかと思えます。

左側に戻っていただきますが、今後の検討としましては、先端技術を活用した展示手法
でありますとか、効率的な書架形式、ICTの活用を通じた文書管理技術、こうしたものを検
討してまいりたいと思っているところでございます。

めくっていただきまして2枚目を御覧いただければと思えます。昨年、基本計画の原案
でお示したところでございますけれども、今後、新館開館後も3館体制で進めていくと
いうことございまして、それぞれについての役割分担並びに新館における主な機能及び
その面積の目安を示してございます。新館につきましては歴史公文書等の保存・利用の取
組の推進の拠点であり、3館の中でも当然ではありますが、基幹的業務を担う3館連携の
中心的な役割である。そして多くの国民の方に来ていただき、展示・閲覧を利用してい
ただく総合的施設を目指すことを記載しております。

その下に具体的な機能及び諸室、面積の目安ということでございますが、これについま

しても昨年おまとめいただきました報告書をベースに、私どものほうで改めて整理したものでございますけれども、展示・学習機能につきましては、現状の北の丸420m²に比べますと約6倍程度、2,400m²にいたします。また、調査研究支援、閲覧等でございますけれども、これについても約4倍。保存スペースにつきましては3館で合計の2倍程度。デジタル化あるいは交流といったスペースにつきましても、現在それ専用のスペースは必ずしもございませんでしたけれども、これについては新設し、それぞれここに記載してあるような面積を確保したいと考えているものでございます。

また、北の丸につきましては、国内外の行政官等向けの研修ということも引き続き公文書館の役割の中で重要な位置を占めてまいりますものですから、その拠点ということ、それから、研究者向けの書庫を基本的な役割として、引き続き北の丸という形で維持してまいりますと思っております。

つくば分館につきましては受け入れ機能に集約する。どちらかというと言書庫等の保存機能に特化した役割を持たせて、これについても維持していくことにしたいと考えてございます。

その下で工事期間中の憲政記念館の仮施設ということでございますけれども、これは現在、憲政記念館が開館してございますが、工事期間中どこに置くのかということに記載しているものでございまして、千代田区永田町1丁目8-1（国会参観バス駐車場北側）と書いてございますけれども、元社民党、社会党本部がございました土地でしょうか。そちらにこの建物を仮設という形で建設することを予定してございます。

右側、今後の進め方（予定）でございまして、2018年から基本設計、実施設計に入りまして、具体的な工事は2021年度から、そして2026年には施設完成・開館を目指す。できるだけ早く進めていきたいと思っておりますが、現在の段階ではこういうスケジュール感を予定してございます。

その下に階層構成・導線計画のイメージということでございまして、これは右下の※にも書いてございますけれども、あくまで現時点のイメージということで、比較的わかりやすく書いているということが主眼でございますので、最終的な建物というのが必ずしもこの面積の雰囲気等と一致するかどうかということについては、引き続き詰めさせていただきますけれども、そういう前提として捉えていただくということでございまして、建物としましてピンクの部分为新国立公文書館、ブルーの部分が憲政記念館というふうに見ただけならばと思っております。

ピンクの部分、新国立公文書館は敷地全体の北側、どちらかといいますと最高裁判所寄りと申しますか、そういうところに置かしまして、これにつきましては地上3階、地下4階ということでございます。その中でも特に地上1階及び地下1階、一部は地下2階にかかるかもしれませんが、こちらについては若干色が濃くなってございますが、どちらかというとお客様が御利用いただくスペースを想定してございます。一方、地上2階、3階は職員が執務をするスペース、あるいは地下3階、4階については書庫等として利用す

るというイメージを持ってございます。

憲政記念館につきましても、現状も一定の展示機能等もございますものですから、そうしたことも考慮しまして、新国立公文書館と同様、1階あるいは地下1階にお客様が来ていただくスペースを設けるということでございまして、両館につきましても色が変わっているということでもありますけれども、先ほど申し上げましたが、外観上、独立性は確保するというので、入り口につきましても別途1階にそれぞれ設けることを予定してございますが、当然のことながらお客様の利便性に配慮するというので、中で行き来できる構造ということは確保してまいりたいと考えているところでございます。

以上、この内容が概要ということでございますけれども、これにつきましては昨日、世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟のほうにも御説明し、御了承いただいております。もしこの場でも御報告して、この内容でということで御確認いただければ、今年度中に内閣府としてこの基本計画を決定しまして、来年度早々にも衆議院あるいは参議院の議院運営委員会に報告させていただきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○老川座長 御説明ありがとうございました。

それでは、皆様方から御質問、御意見がございましたらどうぞ。

議連のほうでは何か要望とか意見はございましたでしょうか。

○畠山課長 この建物としては、こういうことでよく進んだということで、かなり御理解いただいております。この建物の在り方ということでは、これで進めてくれというのが基本のお考えであったかと理解してございます。

一方で、いろいろ今の状況等もございまして、新館に電子的な機能みたいなしっかりと保存できるようなものが必要であるとか、そういった御指摘をいただいておりますが、建物の全体像としてはこれでということで御了承いただいております。

○老川座長 わかりました。

皆さん方、委員の方々から御意見ありますでしょうか。どうぞ。

○加藤委員 設計に当たっての基本的な考え方として、3点挙げておられました。ピンクのところ。世界に誇れる国民本位の施設というところで、何度も申し上げておりますように、国民にとっての公文書としては、立法府、行政府、司法府の区別がないわけです。自らの生きた証であり、説明責任を求める対象となるものです。統合的に見に行けるところが大事で、国民本位という点、これが重要です。

その3つのポツでポイントが書かれてございます。もし可能であれば、私は4つめの考え方として、先ほど職務基準を定められたアーキビストの定義が冊子にまとめられておりましたが、職務の内容が明確になりつつあるアーキビストが活躍する場としての新しい公文書館像を作っていく必要があると思っております。新しい公文書館建設には8年半かかるのですね。ですから例えば職務基準の中の遂行要件、7ページでしょうか。先ほどの冊子の別表2に、アーキビストのさまざまな職務遂行要件というものがございまして、例えば

中間書庫という言葉もこういうところに出てくるのです。公文書の廃棄時における評価選別。これもアーキビストの職務基準の7ページ、8ページに出てきてございます。

ですから先ほど来、斎藤委員からも御意見ございましたように、公文書のライフサイクルというものを鑑みるための職務であるアーキビスト、このアーキビストが働く場である国立公文書館という、国民の代表としてアーキビストがここに関与していますよということが掲げられるとよいですね。8年半の時間がございまして、そのアーキビストの職務基準などもどんどん明確なものになっていくのではないかと思います。

中間書庫ということでは、各省庁のなかには、すでに資料で省内が満杯になっているところもあるかと思いますが、公文書館の中間書庫に預かって貰いたいというとき、相談に行ける場が新しい公文書館なのだということが、この職務基準とともに連携して思い出されるということは、とても大事だと思っています。

2点目ですが、独立性への配慮ということで、憲政記念館と公文書館の建物が明確に違うことがわかるような建設ということが書かれています。私は国立公文書館の今の言葉で言うとクラスタなので、憲政記念館にどのくらいの面積をとられるのか心配でしたが、伺いましたら2割ぐらいで済むというので安心しました。建物を見てもちゃんと憲政記念館と国立公文書館が双方独立的に建っていることがわかるのはよろしいのですけれども、一法で、内部的な連携も大切だと当然ながら思っています。

例えば退位をめぐる特別法などについて、内閣府では有識者会議という形でやりました。行政の方ですね。そして立法府のほうでは両院の正副議長が全体会議というものを各党、各会派から2名ずつ参加者を得て、速記者を含めてきちんとした議事録なり公開して資料をつくっていらっしゃいました。ですから例えば、この立法府と行政府で、行政府のもとに立法府文書を展示せよというのでは剣呑な問題が発生しそうで一般論は避けますが、全体として立法、行政が緊密にかかわってつくられた国民の興味深いような資料は、まさにこういうところで展示ができる。文書の所有権というものは余り関係ない問題になりますので、最後のところで見るとして一緒の場で見られる。ですから独自性への配慮というものの両義的な意味、独立性で立法のすぐれた部分は示す。だけれども、ここに行けば共通的な文書は読めるということも何か強調しておいていただければと思います。総合的な、実態的な運営が可能になるというところの観点です。

以上です。

○老川座長 ほかにどなたか。では内田委員、どうぞ。

○内田委員 前日も申し上げたことではあるのですが、今回いただいた2枚目で国立公文書館の3館体制が明確に位置付けられたのは大変よかったと思います。特に北の丸が行政官向けの研修、学習拠点と位置付けられておりますけれども、今の状況から見ても恐らくこの役割はもっと重要になってきます。アーキビスト職務基準書もできて、内容的にも研修の充実が図られる素地ができてきたのだと思います。ぜひこの3館体制で進めていくことをお願いしたいと思います。

そのときに多分、今の北の丸でいろいろな改修とかハード面の整備もやらなければいけないのではないのでしょうか。内閣府の厳しい予算の中で新館の建設をやっていますので、予算的にはうんときつくなると思うのですが、北の丸の大事な機能を支えていくためのハード面の整備にも、ぜひ目配りをお願いしたいと思います。

○老川座長 ほかにどなたかありますか。秋山委員、どうぞ。

○秋山委員 今の内田委員の発言に賛成です。新館に当然かなり力が入るとは思いますけれども、新館の完成に合わせて北の丸の改修も終わっているような感じの進め方を考えていただけるとありがたいなというのが一つです。

あと、前回のときも最後ちょっと申し上げましたが、8年たたないと完成しないということで、かなり待ち遠しいというか、そういう感じかと思いますが、実際に設計の期間を考えると、そんなに余裕がある話でもなくて、この1年ぐらいで基本設計をまとめていくようなスケジュール感ではないかと思いますが、その辺、前にも申し上げましたが、このプロジェクトは憲政記念館との調整があったり、いろいろ調整マターが多いプロジェクトだと思うので、今までの1つのプロジェクトを1つの主体でまとめていくということだけでもかなり複雑なわけですが、より複雑なので、その辺のスケジューリングをうまく進めていただきたいということを申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

○畠山課長 今まで各先生が言っていたお話でございます。

まず立法府との関係等でございますが、これまでも調査検討会議、この会議におきましても立法府文書等について御意見をいただいているところでございます。なかなか我々のほうで立法府に対して直接働きかけるとするのは難しいところもございしますが、議運の小委員会でも、私どものほうでこの話を報告した際には、立法府文書の取り扱いについても検討することがその都度、言われておりますので、そういうことで具体的に進んでいくことが期待されるのではないかと考えてございます。

それから、内田先生、秋山先生からいただきましたけれども、北の丸のほうでございしますが、まず8年半かかる間に北の丸も若干仕様を変えることは当然必要でございますので、まずそれに向けた建てかえといいますか、内部改装といいますか、そういうことは当然やっていくということでございます。

この紙にも少し書いてございますけれども、いずれにしましても北の丸はかなり経年してございますものですから、その後これをどうやって維持するかということについても、8年半後も引き続き検討しなければいけない課題だと書いてございますので、そういうことを考えながらやっていきたいと思っております。

○老川座長 ありがとうございます。

数年にわたる皆様方の御検討の結果、できあがったわけで、この間いろいろ場所を決めるに当たってもなかなか難しい。ようやく衆議院側の御理解を得て、今の国会の正面前庭のところを御提供いただくことになったわけですが、これもまた地下には地下鉄が走っているとか、いろいろな制約の中で我々の当初の腹いっぱい希望からすれば、かなり制約

されたけれども、しかし、現実的な可能性の中という意味ではひととおりの必要な項目は全部つくっていただいたと考えておりまして、あとは憲政記念館との併設ということでもありますので、加藤委員がおっしゃったようなことはもちろん大事ですが、同時に要するに憲政記念館にはこういうものがある、あるいは主としてこうなんだ。こういう資料は全て国立公文書館にあるとか、ここら辺がこれからできれば恐らく小学生、中学生の見学とか、そういうことがあるでしょうから、そういう人たちにもわかるような、そういううまい仕分けと説明を十分心得てやっていただければありがたいと思います。

ということで、この計画案については皆さん方の御了解をいただいたということによろしいかと思えます。

議題は以上ですが、ここで座長として一言、当会議としての見解を踏まえて政府に対して申し上げておきたいことがありますので、私のコメント案をお配りしますので、お目通しいただきたいと思えます。

(資料配付)

○老川座長 というのは、我々の調査検討会議は施設の建設ということが基本的な使命でありまして、公文書管理それ自体については公文書管理委員会の所管となっておりますが、しかし、立派な施設をつくろうというときに肝心の公文書自体がいじくられたり、削除されたり、消されたり、こういうことだとせっきくの公文書館、立派なものをつくっても変なことになってしまう。こういうことから我々、当会議としても公文書管理について、つまり施設建設の前提となる公文書管理について一言、我々の考え方を申し上げておいたらいいのではないかとというのが趣旨であります。お目通しをいただいて、もし御意見があれば承って修文いたしますが、ちょっと1～2分お目通しいただきたいと思えます。

どうぞ。

○松岡委員 ありがとうございます。

拝読しまして、やはり今、公文書管理そのものが一つの大きな節目に来ているのではないかと。それはこういう問題もそうなのですが、特に技術的な面で今まで紙でやってきたものが、これから電子に変わっていかざるを得ない大きな節目に来ていることを踏まえて、そのあたりの技術的な変化も含めた公文書管理体制を充実していく必要があるということをごひ一言、入れていただけるといいなと思えます。

○老川座長 ほかにどなたかございますか。

それでは、松岡委員の御意見を念頭に置きながら、ただ、どこまで明示的に言うか、(2)で専門家の育成とか、あるいは能力を活用していく中で、そういうことも含めてという理解も可能かなと思うのです。そんな理解で補足的には申し上げておきます。

よろしければ、私のほうから読み上げたいと思うのですが、その前にこれについては対外的にも知っておいていただきたいということもありますので、カメラを入室させたいと思えます。

(報道関係者入室)

○老川座長 よろしいですか。それでは、読み上げさせていただきます。

座長コメント

平成30年3月29日（木）

○ 本日、国立公文書館の新館について、その基本計画を聴取し、本検討会議としても内容を了承することができた。長く懸案になってきたこの課題について多くの方々のご理解とご尽力を得て、国会議事堂正面前庭というすばらしい場所に建設する運びとなり、当会議としても喜びに堪えないところである。

○ その一方、公文書をめぐっては、現在、大きな社会的関心が寄せられ、公文書を作成し、保管する立場にある公務員とその業務への不信の声まで生ずるに至っている。

この問題については、なお今後の解明に待たざるを得ず、それが進むにつれ抜本的な対策がとられるものと思うが、新たな国立公文書館建設に関する基本計画の策定に当たっている等会議としては、施設の建設の前提となる公文書の適正な管理が損なわれることのないよう、この際、政府に対して、次の点につき、強く要請しておきたい。

（１）公文書は健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものである。これにかんがみて、公文書の適正な管理によって、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、現在及び将来の国民に国の諸活動を説明する責務を全うする、という公文書管理の原点というべき国の使命につき、全ての政府職員は、ご認識を新たにしていきたい。

（２）各府省職員に対して公文書の意義や公文書管理制度についての理解を深めるよう研修に努めることや、公文書管理の専門家を育成し、その能力を活用していくことなど、従来からも懸案となっている課題に取り組んでいただきたい。

（以上）

政府にその旨、よくお伝えをいただき、進めていただきたいと思います。

ここで、梶山大臣から一言頂戴したいと思いますので、よろしくお願いします。

○梶山大臣 担当大臣の梶山でございます。

老川座長を始めとして、調査検討会議の委員各位におかれましては、今年度も熱心な御議論をいただきましたこと、心より感謝を申し上げます。

先ほど事務局からお話がありましたように、基本計画に基づいて来年度、というよりももう来週ですけれども、具体的な設計の作業に入る予定であります。本日いただいた貴重な御意見も参考にしながら、国民の皆様にご利用しやすい施設をつくるために最善を尽くしてまいりたいと思っております。

また、ただいま座長から御指摘をいただきましたように、現在、公文書、ひいては行政全体に対して信頼を損なうような事態になっているということで、大変重く受けとめていくところであります。国立公文書館が国民に対して国のかたち、または歴史を伝えていく大前提が、公文書がしっかりと管理されているということであることを、再度胸に刻んでしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

公文書管理担当大臣といたしましては、昨年来ずっと作業を続けてまいりまして、昨年12月にガイドラインを改正いたしました。そのガイドラインに基づく4月からの新しい行政文書管理規則について、公文書管理委員会の皆様のチェックを受けながら今週月曜日に答申をいただいたところであります。

先ほど来お話のありますアーキビストの件、また、電子文書の管理の在り方の件、そして研修の在り方の件についても、その答申に際して公文書管理委員会の委員の皆様からも御指摘をいただいたところであります。それらも含めて重く受けとめた上で、公文書を扱う職員一人一人が公文書の重要性をしっかりと認識した上で、しっかりこの公文書管理の質を高めるための不断の努力をまいりたいと思っております。

また、それに際しまして皆様の御指導、御鞭撻、心よりお願い申し上げますとともに、また、本日お集まりいただきましたことを重ねて御礼を申し上げます、私からの挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○老川座長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局から連絡事項等ございましたらどうぞ。

○北崎官房長 大変御熱心な御議論をいただきましてありがとうございます。

基本計画につきましては、衆議院議院運営委員会の小委員会に報告を行い、参議院の議院運営委員会にも御報告を行った上で、設計に来年度、それこそ来週から取り組ませていただきたいと思っております。

あわせて施設の建設の前提となります公文書の管理につきましては、大臣から御指示をたくさんいただいております。きちんとせよ、しっかりせよという話をいただいておりますので、私どもで真剣に取り組んでまいりたいと思っております。

今後ともさまざまな御尽力をいただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○老川座長 ありがとうございました。

それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。